

防犯用具購入費補助制度

問 暮らし安心課 (☎62-1010) ID 1012655

住宅侵入盗や自動車盗が発生しています。門灯などで家の周りを明るくする、短い時間でも必ず鍵をかける、補助錠で鍵を複数にする、センサーアラームを取り付けるなど、身近な対策を行いましょ。市では、住宅侵入盗および自動車盗などの対策のための、自家用の防犯用具の購入および設置費用の一部を補助しています。

対 申請日において市内に住所を有する世帯の世帯主

対象用品 センサーライト、防犯砂利、ハンドルロックなどの防犯用具（領収証またはレシートの日付が4月1日以降のもの）

※防犯カメラの設置など補助対象外の品目の詳細は市HPをご覧ください。

補助額 購入・設置費用の2分の1（補助上限16,000円、1,000円未満切り捨て）

※複数品目を購入した場合、その合計額が適用

申 令和6年3月29日(金)（必着）までに、次の書類を郵送または直接、暮らし安心課（〒448-8501 刈谷市役所）へ。

※1度に複数品目の申請可

提出書類 ▶補助金交付申請書兼請求書 ▶同意書（賃借住宅の場合）

※暮らし安心課で配布・市HPでダウンロード可

▶領収証またはレシートのコピー（品名（規格）、支払日、販売店名（取付業者）が記載されたもの）

※インターネットで購入する場合、事前に品名などの記載がある領収証またはレシートの発行が可能か確認してください。

※クーポン、ポイントなどを使用した場合、購入・設置金額から使用分を差し引いた実質支払額で補助の決定を行います。

▶設置後の写真

▶自動車検査証のコピー（自動車などの用具購入の場合、「自家用」および世帯構成者が「使用者」と記載されたもの）



交通安全に関する補助制度

問 暮らし安心課 (☎62-1010)

高齢者安全運転支援装置設置費補助制度 ID 1002868

アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を防止するため、後付けできる装置の購入および設置費用の一部を補助します（1人1台）。

対 市内在住の昭和34年4月1日以前生まれで、一定の要件に該当する人

補助額 装置購入および設置費用の10分の9（上限60,000円、1,000円未満切り捨て）

申請期間 ▶4月1日から12月29日に設置した場合…設置日の翌日から90日以内

▶12月30日から令和6年3月29日に設置した場合…令和6年3月29日まで

自転車用ヘルメット購入費補助制度 ID 1007521

対 市内在住の平成17年4月2日～29年4月1日生まれまたは昭和34年4月1日以前生まれの人 ※過去に申請済の人は対象外

対象用品 市内店舗で購入した新品で、SG基準などの安全基準に適合するもの（1人1個）

申請期間 ▶4月1日から12月29日に購入した場合…購入日の翌日から90日以内

▶12月30日から令和6年3月29日に購入した場合…令和6年3月29日まで

補助額 購入費の2分の1（上限2,000円、100円未満切り捨て）

※クーポン、ポイントなどを使用した場合、購入金額から使用分を差し引いた実質支払額で補助を行います。

「自転車安全利用五則」

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車盗に注意

市内では、自転車盗の件数が昨年と比べて増加しています。短時間でも自転車から離れるときはツーロックをするなど、盗難防止対策を徹底しましょう。